

第5回子ども・子育て会議について

委員のご意見等に対する県の考え方

委員のご意見	県の考え方
<p>質の高い教育・保育というのは具体的にどういうことなのか。教育・保育の実施主体である市町におまかせなのか、県として具体的に方針、方向性を持っているのか。</p>	<p>・子どもたちは、幼稚園・保育所において、主体的な活動である遊びを中心とした生活の中で、小学校以降の学びの基礎、社会性等を養っていきます。</p> <p>・乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる時期であり、子どもたちが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助として、質の高い教育・保育を提供することが重要です。</p> <p>・そのためには、子どもの最善の利益を大切にし、子どもを主体とし、子どもの自己肯定感を高める教育・保育を実践していくことが大切であると考えます。</p> <p>・県では、こうした質の高い教育・保育の提供に向けて、必要な人材を確保するため、市町と連携して、教育・保育に従事する者の資質の向上につながる研修の機会の確保や処遇の改善に努めていきます。</p> <p>・県計画では、人材確保について、20 ページからの「6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等」において記載し、研修の機会の確保については、12 ページからの「4 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保」、20 ページからの「6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等」に記載しています。</p> <p>・市町計画では、計画の「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容」においてその取組内容を記載することとしています。</p>

委員のご意見等に対する県の考え方

委員のご意見	県の考え方
<p>幼稚園教諭の確保に苦勞している。計画に人材確保策をより具体的に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>ご指摘をふまえ、最終案(案)に記載のとおり修正しました。 20 ページ、「6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等 (1)人材確保」に追記しました。</p>

委員のご意見等に対する県の考え方

委員のご意見	県の考え方
<p>障がい児施策の充実等については、気管切開やインシュリン投与が必要な子どもの地域(小学校等)での受け入れが進んでいることから、医療的ケアが必要な子どもについても計画に記載する必要があるのではないか。</p>	<p>ご指摘をふまえ、最終案(案)に記載のとおり修正しました。</p> <p>32、34 ページ、「8 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携 (4)障がい児施策の充実等 <u>現状と課題</u> 体制の整備、<u>計画期間の取組内容</u> 支援のための体制整備等」に追記しました。</p> <p>なお、33、34 ページ、「特別支援教育の充実等」については、具体的な記述を見送りました。</p> <p>これは、「障がいの状況や特性に応じた指導を充実させます。」との記載に、医療的ケアが必要な子どもを含めて考えているためです。</p> <p>小中学校には、障がいの状態が異なる児童・生徒が在籍しており、個々のニーズに応じた指導計画や教育支援計画の作成・活用を促進し、教育の支援の充実を図る必要があると考えています。</p>

委員のご意見等に対する県の考え方

委員のご意見	県の考え方
<p>あすなる学園の初診が6か月待ちという状況で機能していないのではないか。</p>	<p>県立小児心療センターあすなる学園では、児童精神科医師7名が診療にあたっていますが、発達障がいにかかる診察には時間を要すること、また、近年の発達障がいに関する診療ニーズの高まりなどもあり、初診の待機期間が約5か月となっています。</p> <p>一方で、児童精神科を担当する専門的な医師が非常に少なく、医師確保による機能の改善については困難な状況にあります。</p> <p>そのため県では、県内の各医療機関と役割分担等を行い、初診待機期間の短縮が図られるよう、関係機関との情報交流等に取り組み、連携を図っていきたいと考えています。</p> <p>また、身近な地域において、早期支援や成長段階に応じた途切れのない支援体制を整備することにより、二次的な問題行動等の予防につなげていけるよう、市町への支援を行っています。</p> <p>具体的には、市町における保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置又は機能の整備を働きかけるとともに、中核となる専門性の高い人材の育成や、発達障がい児等のための支援ツールである「CLMと個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進に取り組んでおり、引き続き、こうした取組を推進します。</p>

三重県ではこども心身発達医療センターを整備するということであるが、その記載が中間案のとおりでは物足りない。三重県独自のものとして積極的に情報発信していただきたい。

ご指摘をふまえ、最終案(案)の記載のとおり修正しました。

34 ページ、「8 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携 (4)障がい児施策の充実等 計画期間の取組内容 発達支援・療育の充実」に追記等しました。

三重県こども心身発達医療センター(仮称)では、施設整備による機能の向上だけでなく、地域支援の機能を高め発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざします。

なお、地域支援の内容については、次のとおりです。

○専門人材の育成等にも取り組み、専門性の高い良質な医療、福祉、教育が連携したサービスの提供をめざします。

○専門性をいかして、市町への保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口または機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の受入や巡回指導を通じた技術的支援等を実施します。

○発達障がい児等への早期支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入を進め、子どもたちが集団生活で困難さを感じることなく過ごせるようにするとともに、二次的な問題行動等の予防につなげていきます。